

奈良県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年九月十五日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
よしこクリニック	天理市田井庄町六八六番地	令和八年七月三十一日
メイプル薬局築山なんごう店	○ 大和高田市大字大谷七五八―八	令和八年七月三十一日
小阪内科クリニック	磯城郡田原本町大字新町五二番地三	令和八年八月五日